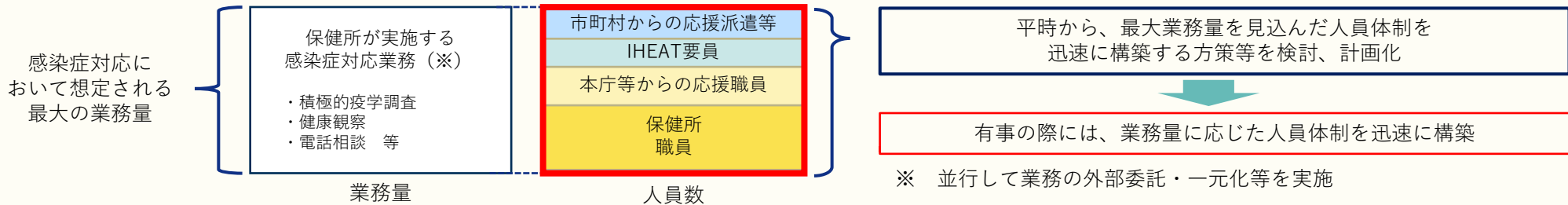


■保健所体制

- 保健所が最大業務量を見込んだ人員体制を迅速に構築することが重要ではないか。
 - ・ 積極的疫学調査などの専門性が求められる業務を支援するため、IHEAT要員を迅速に確保することが重要ではないか。
- 流行初期段階から並行して、感染症の状況を踏まえながら、業務の外部委託・都道府県等による一元化等を検討し、進めていくことが重要ではないか。
- 上記の人員体制として想定されている人員について、実践型訓練を含めた研修を行うことが必要ではないか。

<保健所における感染症対応に必要なとなる人員数のイメージ図>



■地方衛生研究所等の検査体制

- 地方衛生研究所等において、最大限の検査能力を実現可能な検査体制を早期に構築することが重要ではないか。
 - ・ 検査数に見合った検査設備 (PCR装置等) を確保することが重要ではないか。



当該目標について、健康危機対処計画と併せて都道府県連携協議会等で共有することとしてはどうか。

参考資料



■改正後の感染症法

<都道府県連携協議会：令和5年4月1日施行>

第10条の2 都道府県は、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るため、都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下「保健所設置市等」という。）、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体及び消防機関（消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条各号に掲げる機関をいう。） その他の関係機関により構成される協議会（以下この条において「都道府県連携協議会」という。）を組織するものとする。

2 都道府県連携協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、予防計画の実施状況及びその実施に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るものとする。

3～5 （略）

<予防計画：令和6年4月1日施行>

第10条 （略）

2 前項の予防計画は、当該都道府県における次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二 （略）

三 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

四・五 （略）

六 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして 厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項

七～十 （略）

十一 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項

十二 （略）

3～13 （略）

14 保健所設置市等は、基本指針及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県が定める予防計画に即して、予防計画を定めなければならない。

15 前項の予防計画は、当該保健所設置市等における次に掲げる事項について定めるものとする。

一 第二項第一号、第三号、第五号、第八号及び第十号から第十二号までに掲げる事項

二 病原体等の検査の実施体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして 厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項

16～19 （略）

健康危機対処計画について

健康危機対処計画の概要

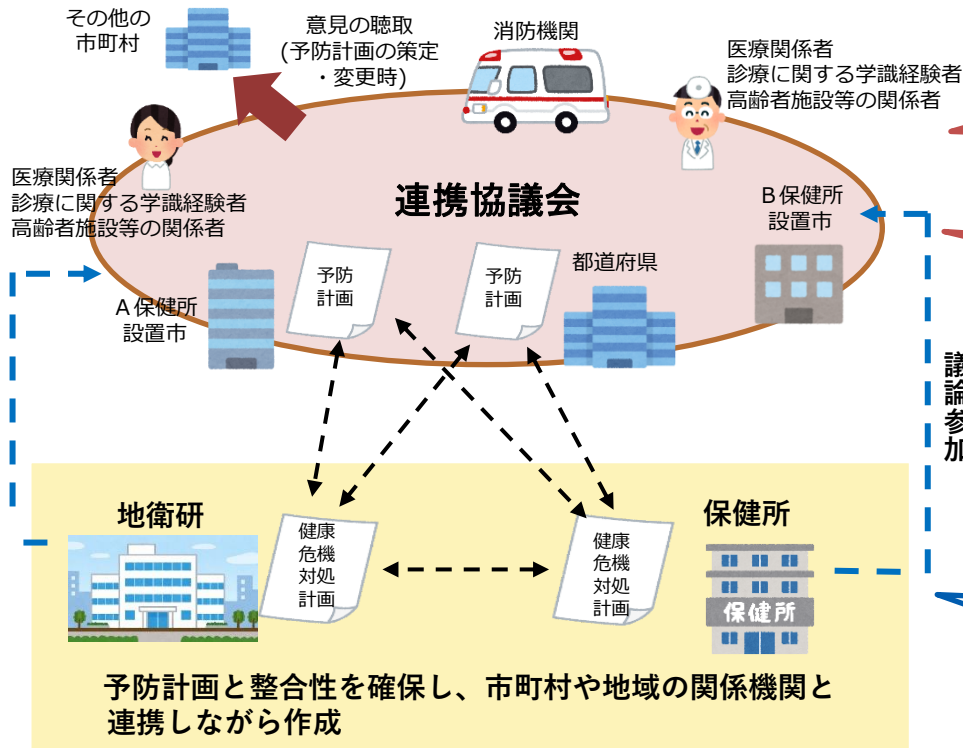
- 各保健所及び各地衛研は、現場において平時のうちから健康危機に備えた準備を計画的に進めることや予防計画の実行性を担保するため、地域保健基本指針に基づき作成されている手引書の改定等により、「健康危機対処計画」を策定。

※今後、「健康危機対処計画」策定に当たっての考え方を示す予定。

<「健康危機対処計画」記載事項のイメージ（健康危機のフェーズ（発生初期、拡大期など）に応じた以下の記載を想定）>

- ・業務内容と量の見積もり
 - ・業務重点化や絞り込みなど
 - ・人員体制（自治体内外からの応援を含めた体制）
 - ・外部からの応援職員の受入体制（受援計画）
 - ・職員の安全確保・メンタルヘルスも含む健康管理
 - ・研修や実践型訓練の実施
- 等

<健康危機対処計画と予防計画の関連について（イメージ）>



- 平時から
 - ・入院調整の方法
 - ・医療人材の確保
 - ・保健所体制、検査体制や方針
 - ・情報共有のあり方 等を議論・協議

- 連携協議会の結果を踏まえ、**予防計画を策定**
- 予防計画に基づく取組状況を**定期的に報告、相互に進捗確認**

※必要に応じて感染症発生・まん延時にも開催

- ・保健所・地衛研も、連携協議会の議論に積極的に関与し、保健所設置自治体が策定する予防計画等と整合性を確保しながら、「健康危機対処計画」を策定。

地域における健康危機管理に関する保健所・地衛研の計画の整備

| 健康危機管理 | | | |
|-------------------|--------|-------------------|--|
| 感染症 | | | 自然災害等 |
| 新型インフルエンザ等 特措法 | 感染症法 | 地域保健法 | |
| 国 | 政府行動計画 | 感染症法基本指針 | 地域保健基本指針 |
| | | 予防計画策定ガイドライン | 地域健康危機管理ガイドライン |
| | | | 地域健康危機管理ガイドライン（感染症編） ※健康危機対処計画策定指針 |
| 都道府県 | 行動計画 | 予防計画 | (手引書) |
| 保健所設置市 | 行動計画 | 予防計画 | 国の考え方等を踏まえ作成 フォローアップ等 (手引書) |
| 一般市町村 | 行動計画 | 予防計画と整合性を踏まえながら作成 | (手引書) |
| 保健所 | マニュアル | | 健康危機対処計画 手引書（マニュアル） |
| 地方衛生研究所 | | | 健康危機対処計画 マニュアル |

地方衛生研究所等の1日当たりPCR検査能力（全国）

